

保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備・運営事業 実施方針（変更）

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定により、平成 18 年 12 月 1 日に保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備・運営事業に関する実施方針について公表したところである。

この度、内容の一部を変更したので、同法第 5 条第 4 項の規定により実施方針（変更版）として公表する。

平成 19 年 1 月 24 日

豊橋市長 早 川 勝

保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等
整備・運営事業

実 施 方 針

（ 変 更 版 ）

平成 19 年 1 月

豊 橋 市

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1	事業の名称.....	1
2	事業の目的.....	1
3	公共施設等の管理者の名称.....	1
4	事業方式と事業範囲.....	1
5	事業期間.....	2
6	公の施設の設置及び管理について.....	3
7	選定事業者の収入.....	3
8	特定事業の選定及び公表.....	3
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	4
1	募集及び選定の方法.....	4
2	募集及び選定のスケジュール（予定）.....	4
3	応募に当たっての資格要件等.....	4
4	審査及び落札者決定の手続き.....	9
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	9
1	基本的な考え方.....	9
2	選定事業者の権利義務と市の権利義務.....	9
3	事業の実施状況のモニタリング.....	9
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	10
1	立地条件等.....	10
2	施設規模等.....	10
第 5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	10
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	10
1	選定事業者の債務不履行.....	10
2	市の債務不履行.....	11
3	不可抗力事由.....	11
4	金融機関との協議.....	11
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	11
1	法制上の措置.....	11
2	税制上の措置.....	11
3	財政上及び金融上の支援.....	11
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	12
1	議会の議決.....	12
2	入札に伴う費用負担.....	12
3	実施方針に関する説明会の開催.....	12
4	実施方針等に関する質問及び意見.....	12

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業の名称

「保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備・運営事業」（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

平成 18 年 3 月に策定された第 4 次豊橋市総合計画では、「健康・福祉のまちづくり」実現のため、医療と連携した健康・福祉の拠点づくりを目指しています。そして、市民の健康管理を支援するため、地域保健の拠点施設整備と、障害児福祉の充実のため、診療、相談、訓練などを行う総合的な療育支援体制の確立が位置付けられています。

この施策を推進するため、保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備基本計画を策定し、平成 18 年 3 月に公表しました。

本事業は、上記の基本計画に基づき、独立行政法人国立病院機構豊橋病院（中野町）の跡地を取得し、地域保健法で設置が義務付けられている保健所と健康づくりを推進する拠点の保健センターを一体的に整備するとともに、乳幼児の健診と深く関わる障害の早期発見、早期療育を行う地域療育センター（仮称）を併設するものです。同時に、市民がいつでも安心して医療を受けられる体制を確保するため、休日夜間急病診療所も併せて整備することで、保健・福祉・医療サービスを効率的かつ効果的に提供するものです。本事業は、これらの施設を整備（設計・建設）し、維持管理・運営していくものです。

3 公共施設等の管理者の名称

本施設の管理者は、豊橋市長 早川 勝 です。

4 事業方式と事業範囲

本事業の事業方式は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律 117 号）（以下「PFI 法」という。）に基づき、同法第 7 条第 1 項の規定による選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設の維持管理及び運営を行う、BTO 方式とします。

選定事業者が実施する業務は以下のとおりです。

(1) 設計業務

- ア 設計
- イ 設計図書の作成
- ウ 設計に伴う各種申請手続き

(2) 建設業務

- ア 建設工事
- イ 備品等の調達・設置
- ウ 工事に伴う近隣対策（周辺家屋影響調査、電波障害調査及び対策）
- エ 建設に伴う各種申請手続き
- オ 工事監理
- カ 完成図書の作成
- キ 施設の引渡し

(3) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 備品等保守管理業務
- エ 屋外施設保守管理業務
- オ 清掃業務
- カ 植栽維持管理業務
- キ 警備業務
- ク 修繕業務

(4) 運營業務

- ア 総合受付案内等業務
- イ 時間外電話等対応業務
- ウ 郵便物発送及び整理業務
- エ データ入力等業務
- オ 情報提供業務
- カ 医療事務業務
- キ レストラン等運營業務

5 事業期間

本事業の実施期間については、以下を予定しています。

《設計・建設期間》 平成 19 年 12 月～平成 22 年 1 月

《維持管理期間》 平成 22 年 2 月～平成 42 年 3 月

《運営期間》 平成 22 年 4 月～平成 42 年 3 月

※ なお、平成 22 年 2 月から平成 22 年 3 月の期間に、市により、市自らが調達する設備・備品等の搬入・設置、引越し等の準備を行います。

6 公の施設の設置及び管理について

保健所を除く本施設は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の規定による公の施設として整備するもので、その設置及び管理に関する事項については、別途条例で定めます。

7 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下の対価等により構成されます。市はこのうち、選定事業者が実施する本施設の設計業務及び建設業務に係る対価、維持管理業務及び運営業務に係る対価をサービス購入費として選定事業者に支払います。

(1) 設計業務及び建設業務に係る対価

市は設計業務及び建設業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を割賦方式により選定事業者に支払います。

(2) 維持管理業務及び運営業務に係る対価

市は維持管理業務及び運営業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理・運営期間に渡り選定事業者に支払います。

(3) レストラン等利用者からの収入

レストラン等利用者からの収入は、選定事業者の独自収入とします。

8 特定事業の選定及び公表

PFI 法に基づいて選定事業者が実施することにより、本事業への市の財政支出額の縮減等が見込まれる場合には、特定事業に選定し、公表します。また、特定事業として選定されない場合にも同様に公表します。

なお、財政支出見込額の算定に当たっては、選定事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行います。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）によるものとします。

2 募集及び選定のスケジュール（予定）

現時点では以下のとおり予定しています。

平成18年12月1日（金）	実施方針等の公表、実施方針等に関する質問・意見の受付開始
平成18年12月11日（月）	実施方針等に関する説明会の開催
平成18年12月18日（月）	実施方針等に関する質問・意見の受付終了
平成19年1月中旬	実施方針等に関する質問への回答
平成19年1月	特定事業の選定・公表
平成19年4月	入札公告（入札説明書等の公表）、入札説明書等に関する質問の受付開始（第1回）
平成19年4月	入札説明書等に関する質問の受付終了（第1回）
平成19年5月	入札説明書等に関する質問への回答（第1回）
平成19年5月	参加表明書及び資格確認申請書の受付
平成19年5月	資格確認通知の発送
平成19年6月	入札説明書等に関する質問の受付開始（第2回）
平成19年6月	入札説明書等に関する質問の受付終了（第2回）
平成19年7月	入札説明書等に関する質問への回答（第2回）
平成19年8月	入札（提案書の提出）
平成19年10月	落札者の決定・公表
平成19年10月	基本協定の締結
平成19年11月	事業仮契約締結
平成19年12月	事業契約締結

3 応募に当たっての資格要件等

(1) 応募者の構成等

本事業の応募者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）及び本施設の運営業務に当たる者（以下「運営企業」という。）

を含むものとします。

設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業のうち複数、一企業が兼ねることは可能です。ただし、下記(3)イの(ウ)に示すとおり、建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできません。

応募者は、構成企業及び協力企業を定めるものとし、それぞれの定義は次のとおりとします。応募者は、参加表明書及び資格確認申請書の提出時に構成企業並びに協力企業名及び担当する業務を明らかにしてください。

ア 構成企業とは、下記(6)に示す特別目的会社に対して出資する者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいいます。

イ 協力企業とは、特別目的会社に対して出資は行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいいます。

(2) 応募者の参加資格要件（共通）

応募者の構成企業及び協力企業は、いずれも以下の要件を満たさなければなりません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。

イ 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て

(エ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て

ウ 参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。ただし、入札公告時に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有している者は除く。

エ 市が本事業について、保健所・保健センター施設等民間資金等活用事業調査を委託

しているパシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社が本業務の一部を委託している株式会社パトス建築設計室及び日比谷パーク法律事務所並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

- オ 「4 審査及び落札者決定の手続き」に示す審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- カ 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業の子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。）又は親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。）が、他の応募者の構成企業及び協力企業として参加していないこと。ただし、運営企業のうち医療事務業務に当たる者については、複数の応募者の協力企業となることが可能である。
- キ 入札公告日から落札者決定までの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 業務に当たる者の参加資格要件

上記(1)に示す各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たさなければなりません。なお、特段の記述がある場合を除き、複数の要件を満たす者は、当該各業務に当たる者を兼ねることができます。

ア 設計企業及び工事監理企業

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 平成19年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が、設計であること。
- (ウ) 設計企業は、平成9年度以降に、地域保健法に規定する保健所若しくは保健センター並びに医療法に規定する病院若しくは診療所のうち、いずれかの建物の設計実績があること。
- (エ) 設計企業が単独の場合は上の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。複数の場合は、そのうちの少なくとも1社が上の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の設計企業については(ア)から(イ)の要件を満たすこと。

イ 建設企業

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を有すること。
- (イ) 平成19年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者

に必要な資格を有し、その希望する業種が建築一式工事であること。

- (ウ) 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 820 点以上であること。
- (エ) 平成 9 年度以降に、延床面積 4,000m² 以上の新築又は増築工事を完了した実績を有すること。ただし、保健所・保健センターと地域療育センター（仮称）を合築として提案する場合には、延床面積 6,000m² 以上の新築又は増築工事を完了した実績を有すること。
- (オ) 建設企業が単独の場合は上の (ア) から (エ) の全ての要件を満たすこと。また、必ず下記 (6) に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
- (カ) 複数の場合は、そのうちの少なくとも 1 社が上の (ア) から (エ) の全ての要件を満たし、その他の建設企業については (ア) から (ウ) の要件を満たすこと。また、上の (ア) から (エ) の全ての要件を満たすもののうち少なくとも 1 社は、下記 (6) に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
- (キ) また、複数の場合で、建設業務のうち電気工事若しくは管工事に当たるものがある場合は、上記の(イ)から(ウ)に替えて以下の要件を満たすこと。
 - a 平成 19 年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、かつ、電気工事についてはその希望する業種が電気工事であり、管工事については、その希望する業種が管工事であること。
 - b 電気工事については、建設業法に規定する電気工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 770 点以上であること。また、管工事については、管工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 720 点以上であること。
- (ク) 次の基準を満たす監理技術者を建設期間中、本事業に専任で配置できること。なお、建設企業が複数の場合は、建築一式工事のうちの少なくとも 1 社が本要件を満たすこと。
 - a 建設業法及び建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)に基づく一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
 - b 建設企業と入札公告日以前に 1 年間以上の直接的な雇用関係にあること。
- (ケ) 全ての建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。

ウ 維持管理企業

- (ア) 平成 9 年度以降に、公共施設の維持管理実績（建築物保守管理業務若しくは建築設備保守管理業務）を 1 年以上有していること。
- (イ) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。
- (ウ) 維持管理企業が単独の場合は上の (ア) から (イ) の全ての要件を満たすこと。また、必ず下記 (6) に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

- (エ) 複数の場合は、そのうちの少なくとも1社が上の(ア)から(イ)の全ての要件を満たし、その他の維持管理企業については(イ)の要件を満たすこと。また、上の(ア)から(イ)の全ての要件を満たすもののうち少なくとも1社は、下記(6)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

エ 運営企業

- (ア) 平成9年度以降に、医療事務業務を受託・実施した実績を1年以上有していること。
- (イ) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。
- (ウ) 運営企業が単独の場合は上の(ア)から(イ)の全ての要件を満たすこと。また、複数の場合は、そのうちの少なくとも1社が上の(ア)から(イ)の全ての要件を満たし、その他の運営企業については(イ)の要件を満たすこと。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

市は、応募者から提出された資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、各応募者に対して参加資格要件を満たしているか否かを通知します（通知の発送日を「資格確認通知日」とします。）。

なお、資格確認通知を受けた入札参加者の構成企業のいずれかが、以下に該当した場合は失格とします。

- ア 資格確認通知日以降、落札者決定までの期間に「第23(2)及び(3)」において定める資格要件を欠くような事態が生じた場合。
- イ 「4 審査及び落札者決定の手続き」に示す審査委員会の委員に対して自己に有利になるような接触等の働きかけを行った場合。

(5) 構成企業の変更

参加表明書により参加の意思を表明した後に、入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、下記(6)イに示す代表企業を除き、認めることがあります。

(6) 特別目的会社の設立

- ア 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立することを要件とします。
- イ 応募者の構成企業はSPCに出資することとします。構成企業のうち代表企業の出資比率は、出資者中最大となるようにしてください。また、構成企業の出資比率

の合計は、全体の 50%を超えるものとします。

ウ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはいけません。

4 審査及び落札者決定の手続き

- (1) 提案書の審査は、学識者及び市職員で構成する「豊橋市保健センター等整備・運営事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が、あらかじめ定める落札者決定基準に基づいて行い、優秀提案を選定します。
- (2) 市は、審査委員会の審査結果を基に、落札者を決定します。
- (3) 審査は、入札価格のほか、設計、建設、維持管理、運営等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の面から総合的に評価します。
- (4) 審査結果は、落札者決定後、速やかに公表します。
- (5) 審査委員及び落札者決定基準については、入札公告時に公表します。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものです。

選定事業者が提供するサービスは、別冊「要求水準書(案)」を満たしつつ、広く多くの市民に対して、保健・福祉・医療支援サービスを提供するものです。

2 選定事業者の権利義務と市の権利義務

別添1「リスク分担表」を基本とし、これに基づき市と選定事業者の権利義務を事業契約の中で明確に規定するものとします。

3 事業の実施状況のモニタリング

市は、選定事業者が実施する本施設の設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務について、定期的にモニタリングを行います。モニタリングの方法、内容等については、別途事業契約に定めます。

モニタリングに必要な費用は、原則として市が負担しますが、モニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任及び費用負担により行うものとします。

また、選定事業者が実施する本施設の設計業務、建設業務、維持管理業務、運營業務に係るサービスの水準が事業契約に定める市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとします。市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は選定事業者に対しサービス購入費の減額その他の措置を講ずるものとします。改善勧告やサービス購入費の減額等の具体的な手続き等については、入札公告時に提示します。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件等

施設の立地条件については、別添2「位置図」、別冊「要求水準書（案）」を参照ください。

- (1) 整備対象地：豊橋市中野町字中原地内ほか
- (2) 敷地面積：約 27,300m²
- (3) 用途地域：第二種住居地域（平成 19 年度末までに変更予定。現在は第一種中高層住居専用地域。）
- (4) 容積率：200%、建ぺい率：60%

2 施設規模等

施設の規模及び配置等の条件については、別冊「要求水準書（案）」を参照ください。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議を行うものとします。一定期間内に協議が調わない場合には、調停又は訴訟によることとし、紛争解決のための双方の費用を可能な限り抑制する方法を、事業契約の中で合意しておきたいと考えます。

訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とします。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 選定事業者の債務不履行

選定事業者が契約上の債務を履行しない場合、市はサービス購入費の減額又は支払停止措置を取ることであり、また事業契約を解除できるものとします。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとします。選定事業者が破綻した場合、市は事業契約を解除し、直接、事業継続のための手段を講ずるものとします。

2 市の債務不履行

市の債務不履行により事業継続が困難となった場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとします。この場合、市は選定事業者が生じた損害を賠償するものとします。

3 不可抗力事由

不可抗力事由によっても、できる限り事業の継続性を担保するため、選定事業者には一定以上の保険を付保していただきます。保険範囲を逸脱した不可抗力事由により事業の継続が困難となった場合、原則として市がその責任を負担します。

4 金融機関との協議

市は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を提供する金融機関と協議を行い、直接協定を結ぶことを想定しています。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していません。

2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していません。

3 財政上及び金融上の支援

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとします。

なお、本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利子融資）の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することは可能ですが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。なお、応募者は当該制度の活用を盛り込む場合であっても、民間金融機関と同様の金利を前提として事業提案書を作成することとします。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行

うこととします。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

事業契約に係る債務負担行為の設定に関する議案については、平成19年3月市議会定例会に、事業契約の締結に関する議案については、平成19年12月市議会定例会に提出する予定です。

なお、公の施設の設置及び管理に関する議案については、平成19年12月以降の市議会定例会に提出する予定です。

2 入札に伴う費用負担

応募者の入札に伴う費用は、すべて応募者の負担とします。

3 実施方針に関する説明会の開催

本実施方針についての説明会を以下のとおり開催します。

日時	平成18年12月11日（月） 13：30～15：00（予定）
場所	豊橋市役所 東館8階 85・86会議室（所在地：豊橋市今橋町1番地） ※現地集合、現地解散とします。
出席方法	出席希望者は、平成18年12月1日（金）～12月8日（金）の期間に下記記載の受付窓口に対して、FAX若しくはE-mailにて参加企業名及び参加者名を連絡してください。ただし、参加人数は1企業につき2名までとします。なお、実施方針等の資料は配布しませんので、各自持参してください。

4 実施方針等に関する質問及び意見

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の提出先は、以下のとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見は、別添3の様式にて作成し、平成18年12月18日（月）までに郵送又はE-mailにてお寄せください。その際、市が受領していることを念のため電話でご確認ください。使用するソフトは、Microsoft Excel（Windows版）でお願いします。なお、郵送の場合は平成18年12月18日（月）午後5時までに必着とし、データをフロッピーディスクに保存して、質問・意見内容を印刷した書類と同封してください。電話による質問及び意見は受け付けません。

質問の回答については、平成19年1月中旬に市のホームページにて公表する予定です。寄せられた意見については、内容を検討のうえ、入札説明書等の中に反映することを考慮しますが、個別回答や公表の予定はありません。また、意見についての著作権はそれ

それぞれお寄せいただいた方に属しますが、必要な場合、市はこれを無償で使用できるもの
とします。

【受付窓口】 豊橋市福祉保健部保健センター等建設推進室 担当：夏目、鈴木

住所：〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL：0532-51-3181 FAX：0532-56-2813

E-mail：hoken-center@city.toyohashi.lg.jp

【受付期間】 平成18年12月1日（金）～平成18年12月18日（月）

（最終日は午後5時まで）